

# 令和元年度サービス管理責任者等基礎研修 開 催 要 綱

## 1. 目的

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下、「サービス管理責任者等」という。)の養成を図ることを目的とする。

## 2. 主催

石川県

## 3. 実施機関

社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター

## 4. 対象者

サービス管理責任者等として研修の受講を希望する者で、下記のア、イを満たす者としてします。

ア 県内の指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者等として活動しようとする者

イ 原則として、受講時点(12月9日)までに必要な実務経験(※)を満たす見込みのある者(実務経験等の要件は別添資料のとおり)

※ サービス管理責任者等として活動するためには、別途実施する「相談支援従事者初任者研修」の講義部分を受講しなければいけません(過去に受講もしくは今後受講すれば可)。

※ 過去に「サービス管理責任者研修」(平成18年度～平成25年度)、「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修」(平成26年度～平成30年度)を受講されている方は、本研修及び令和3年度より実施予定の「サービス管理責任者等実践研修」を受講する必要はありませんが、今年度から実施する「サービス管理責任者等更新研修」(令和2年2月下旬開催予定)の受講が必要となります。受講対象者等の詳細については、開催要綱(令和2年1月案内予定)に掲載する予定ですのでご注意ください。

## 5. 定員

160名

※定員を超えた場合は、人数を調整させていただく場合がありますのでご了承ください。

## 6. 日程及び会場

講義		令和元年12月9日(月)	石川県地場産業振興センター 本館1階 大ホール(金沢市鞍月2-1)
演習	A日程	令和元年12月11日(水)	石川県地場産業振興センター 新館1階 コンベンションホール
	B日程	令和元年12月12日(木)	石川県地場産業振興センター 新館1階 コンベンションホール

※演習は、上記2日間のうち、いずれか1日のみの受講となります。どちらの日程での受講になるかは、11月5日の承認メールでお知らせします。

※実践研修は、基礎研修終了後、個別支援計画原案の作成等の経験がある者を対象に令和3年度より実施する予定です。

## 7. 受講費用

3,000円

※受講費用3,000円は、講義当日（12月9日）、受付時に現金で徴収しますので、お釣りの無いようにお願いします。

## 8. 参加申込方法

石川県社会福祉協議会ホームページから、下記期日までにお申込みください。

なお、ホームページから申込みできない場合は、本会あてにご連絡ください。

- ① 石川県社会福祉協議会ホームページ（URL：http://www.isk-shakyo.or.jp/）の上部メニュー「福祉の研修」をクリックします。
- ② 「研修新着情報」から受講希望の研修名をクリックすると、「検索結果」が画面の下方に表示されます。
- ③ 受講希望の研修であることを確認の上、右欄の「申込」をクリックすると、「研修申し込み」が表示されます。
- ④ 必要事項（※印は必須項目）を入力後、「申込確認画面へ」をクリックし、入力内容を確認の上、「申し込む」をクリックして、申し込み完了です。
- ⑤ 申し込み後、すぐに「受付確認書」がメールで送信されます。  
メールが届かない場合は、メールアドレスが正しく入力されていない可能性がありますので、福祉総合研修センターまでご連絡ください。  
なお、「受付確認書」は受講を承認するものではありません。後日、「受講選考結果」がメールで送信されます。

※申込期限 10月21日（月）

## 9. 「研修申し込み」画面に入力する際の注意事項

- (1) 事業所種別、職種欄ではまるものがない場合は、その他を選び備考欄に具体的に入力してください。
- (2) 「推薦順位」欄は、受講希望者が同一施設内で複数いる場合に入力してください。
- (3) 生年月日を修了証書に記載しますので、必ず入力してください。
- (4) 「業務の従事年数」欄は、相談支援業務及び直接支援業務に従事した年数を、それぞれ入力してください。
- (5) 「資格の名称と資格に係る従事年数」欄は、別添資料2-②及び2-③のb、dに該当する資格をお持ちの場合、その名称と従事年数を入力してください。
- (6) 「相談支援研修修了年度」欄は、「相談支援従事者研修（初任者研修）」の受講年度を入力してください。  
なお、未受講の場合は必ずその旨を入力してください。

## 10. 課題の提出

研修受講が決定された方が、演習を受講するためには、課題を提出していただくことが前提となりますのでご注意ください。

詳しくは、12月9日（月）の講義にて、お伝えします。

※課題未提出、また提出されても不備が多い場合は受講を取り消す場合もあります。

## 11. 受講者の決定

定員の範囲で受講者を承認し、結果は11月5日(火)頃に、研修申込時に入力されたメールアドレスに通知します。

☆受講承認の日が過ぎても「受講票」が届かない場合は必ず当センターにご連絡ください。  
※定員超過の場合には、受講者を選考させていただく場合がありますので、ご了承ください  
(選考基準の参考とさせていただくため、1事業所から複数人お申し込みの場合、推薦順位の記入をお願いします)。

## 12. 修了証書の交付等

研修を全課程(2日間)修了した者には、修了証書を交付します。

注1) 原則として、30分以上の遅刻、不在、早退等の場合は、欠席とみなします。

ただし、天候や交通機関の遅れ等によりやむをえない事情がある場合は、この限りではありません。

注2) 受講態度が著しく不良である場合(居眠りや受講中の携帯電話の使用等)は、修了証書を交付できない場合があります。

## 13. 昼食

各自で準備願います。

## 14. 個人情報の取り扱い

受講申込に関する個人情報は、本研修の運営及び修了者名簿の作成等ために使用し、他の目的で使用したり、無断で第三者に提供することはありません。

## 15. 申込・問い合わせ先

石川県社会福祉協議会 福祉総合研修センター 研修課 谷内

〒920-0964 金沢市本多町3-2-15

TEL 076(221)1833 FAX 076(221)1834

※資格要件等についてのお問い合わせは、石川県障害保健福祉課までお願いします。

TEL 076(225)1428

※申込担当者におかれましては、開催要綱・プログラムを必ず受講者本人に渡し、受講目的等を確認願います。